

お知らせ

★協議会の事務局では活動組織の皆様からの「農村まるごと」の活動に関する情報を待ちています。

本誌やホームページなどで紹介させていただきますので、どんどんお寄せください。



編集後記

★10月27日に開催した、「農村まるごと保全技術研修会」では、たくさんのご応募をいただきありがとうございました。反面、参加ご希望の方の想定を上回ったため、たくさんの方に参加をお断りする事態になってしまったことをお詫び申し上げます。改めて、担い手不足や農業施設の維持管理に皆様の関心の高さをうかがい知ることが出来ました。

また、テーマは変わらと思いますが、今年度中に、県下全域で1回と各支部ごとで研修会を開催する予定です。詳細が決まり次第ご連絡いたしますのでご参加宜しくお願いします。(A.W)



わたしたちもがんばっています！ パート2

岩脇農地環境保全会（米原市）

代表 奥田 晴彦

米原市岩脇は米原駅の北東部に位置し、近くを流れる天野川から水を引いた水路に囲まれ、古くは「近江真綿」の生産を行なう真綿職人の里として栄えました。明治10年頃は集落の約8割が従事していましたが、現在では1軒が伝統を守っておられ、国内産真綿の数少ない产地となっています。

活動内容としては、草刈りや川掃除、施設の軽微な補修など基礎的な活動を中心ですが、以前より実施していた小学生対象の農業体験を継続することにより、農業への理解促進に努めています。



農業については、米原駅に近いという地理的条件等から農地が線路で分断され、青地農地は全体で約9ha程度と少なく、白地農地を含め協定農用地は11.7haとなっています。

国の制度が多面的機能支払に変わった平成26年度から取り組みを始めました。きっかけとしては、共同作業の出役者が



滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

- 本協議会は、活動組織への支援として技術研修会の開催や情報発信等を行っています。
- 書類作成にかかる参考資料や活動事例などの情報をホームページでお知らせしています。

<http://www.shiga-nouson-marugoto.com/index.html>

Email: kyougikai@shiga-nouson-marugoto.com



まるごとだより 第39号

にぎわいある農村をみんなで守り育てよう



『平成28年度第2回滋賀県農村振興交付金制度審議会』を開催しました

平成28年9月13日(火) 東近江市永源寺相谷町集会所において、「平成28年度第2回滋賀県農村振興交付金制度審議会」を開催しました。この審議会は、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」と「中山間地域等直接支払交付金」の交付状況の点検や活動組織への助言指導等を行うことを目的に、学識経験者や経済団体など幅広いジャンルの方を委員に選任し県が設置した第三者機関です。

今回の審議会では、まず東近江市の「相谷土偶の里を守る会」の方から活動内容について説明をしていただくとともに、現地を案内していただきました。現地視察では、ヒルに遭遇するというハプニングもありましたが、日々の用水路管理の苦労を体感した上で活動に対する指導・助言をいただきました。次に、これまで県内で取り組まれている活動内容の点検や中間評価について審議いただき、今後の制度の進め方についてのアドバイスをいただきました。

相谷土偶の里を守る会は、中山間地域でシカやイノシシが出没するそうですが、獣害に負けない工夫としてこん

にやくや生姜を作付し、口コミで販路を拡大し販売収入を上げておられます。

また、収穫したこんにゃく等の地元の食材を活用したお弁当を作り、農家レストランを開業する計画も進められています。このように、農村地域は活動組織の方の創意・工夫や日々の努力によって保全されています。ぜひ、皆さんも、地域にある“当たり前”を見つめ直し、それを活用することで農村地域の活性化に繋げてみてはいかがでしょうか。

私たちの取組内容を審議会に聞き見てもらい、是非アドバイスをもらいたい」とお考えの活動組織がありましたら、市町を通じてご相談ください。なお、当日の審議会の概要や資料は県のホームページ(<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/nouson/shingikai/nousonshinkou.html>)に掲載していますのでご覧ください。



『平成28年度第1回農村まるごと保全技術研修会』を開催しました



平成28年10月27日(木)、野洲市大篠原のコミュニティセンターしのはらにおいて、「農村まるごと保全技術研修会」を開催しました。

(株)パソナ農援隊取締役の中川正樹さんより『地域活性化に結びつくような10次業化の事例紹介』と題した講演と、4つの会社の実演で、それぞれの目地補修材の紹介をしていただきました。たくさんのご参加ありがとうございました。



草津市の「農村まるごと」の取り組みを紹介します

草津市 農林水産課

草津市の農村まるごと活動には、農地維持活動及び資源向上活動に集落単位で10組織が取り組まれ、市内の農用地288haで実施されています。主な活動は湖辺のほ場整備完了地域を中心に、それぞれ地の利を生かし、子どもから高齢者が一体となって協力し、農村の豊かな自然環境を守る取組みをされています。

農地維持活動では、農地のもつ多面的機能を維持するため、農道法面の草刈りや水路の泥上げなどの作業を農家の皆さん方が町内会など地域の組織と連携して実施されています。また、資源向上対策では、農道・水路等の補修作業の他、子どもたちによる「水田への魚の放流」や「生き物調査」、高齢者による「農道などへの景観作物の植栽」などに取り組まれています。新制度へ移行後、3年目となる今年度は、それぞれの活動組織で目指すべき農村の姿を伝えられるよう、「地域資源保全管理構想」が策定され、これまでの取り組み内容を充実させるとともに、新たな活動に向けた取り組みが進んでいます。



頑張る農家 休耕田にヒマワリ4万本

不動浜ふるさと環境を守る会では、平成25年から、地元の子ども会や老人クラブ、町内会の人たちが、休耕田4,000平方メートルに約4万本のヒマワリを植えつけて、大事にみんなで育てています。毎年、最盛期になると、大輪が県外からの見学者を歓迎しています。

元気よくスクスク育って大きな花を付ける8月上旬ごろには、町内の住民が参加して、ヒマワリ祭を開催しています。ヒマワリ祭りでは、ニュースポーツで町内会のみんなの親睦をはかり、納涼かき氷や、ポップコーンで縁日の屋台を創出し、子どもたちに夏休みを楽しんでもらい、炊き出しがいざという災害に備えた防災訓練を実施するなど盛りだくさんな催しを行い、農村ならではの伴を發揮しています。



水田でのニゴロブナの育成

下笠町馬場の農地と環境を守る会では、農村環境生態系保全活動の一つとして、水田でニゴロブナを育成する取り組みを町内の幼稚園・保育園の園児、小学生の活動として実施しています。毎年5月下旬に市内の滋賀県水産振興協会琵琶湖栽培漁業センターから生まれたてのニゴロブナの1万5千匹を購入して区域内の3アールの水田に放流・育成します。その約1か月後、水田の中干し前に大きく成長したニゴロブナを琵琶湖に直結する水量豊かな一級河川（葉山川）に放流し琵琶湖で大きく成長してくれるなどを祈っています。水田に稚魚を放流する時や水田の落水口から流れ出る大きく成長したニゴロブナを網で受ける時、子どもたちやその保護者、参観者などは大きく育ったニゴロブナに驚き楽しい時間を過ごしてくれています。

わたしたちもがんばっています！ パート1 質問コーナー

宮莊町環境保全協議会（東近江市）
代表 諏訪 一男



業をと、中卒生による桜の記念植樹・紫陽花・平戸つつじとサツキの植樹等々を事業に取り組むこととなり現在も継続中です。



東近江市宮莊町（旧五箇荘町宮莊）は、近江商人発祥地の一つで、東南に国道8号線が通り、JR能登川駅へは車で5分と交通に便利な集落で、近年は住宅開発が進み戸数も200戸を超えてます。

集落の圃場は、奈良時代の条里制で昭和55年からの土地改良事業でもこの条里制構造を残して施工され昭和60年に55haが完工しています。

完工当時は、農家戸数が100戸近くありましたでしたが現在は14戸となり、法人組織を平成26年に設立し豊かな農地の維持管理にがんばっています。



中でも一級河川宮莊川沿いに植樹した約1000本の紫陽花は年を追うごとに見事な開花となり、鑑賞・見学に来ていただくお客様が年々多くなり、新聞やテレビ等々でも再三取り上げていただき喜ばしい限りであります。今後も事業資金を活用して地域の環境保全と環境意識の向上に区民一致協力して頑張ってまいります。



また、集落内には、天智天皇の第2皇子=川嶋皇子が参拝祈願に訪れている五箇八幡宮（現五箇神社）があり、国内で最大で最高の大神輿があり、お寺（行願寺）には、樹齢推定500年・目通り2m強で枝の長さ17mの県下でも屈指の名松（黒松）があります。

平成18年農地・水・環境事業への取組について、自治会と各種団体および農業者等々での会議を開催し、再三にわたる協議の結果取り組むこととなり、取組に当たっては農道・用排水路の維持管理・清掃作業等々は当然ながら、何か次世代に残る事



★農村まるごと保全技術研修会での質問と(株)パソナ農援隊取締役で講師の中川さんよりいたいた回答です。

Q: 農業者の高齢化により、先々農地を守ってくれる若者がいません。排水路等の管理等5~10年先がまったく見えない現状をどのようにしていくのか、対応策のご指導をお願いします。

A:考え方2通りあります。1つ目は地域内で組織化を図り管理・対応をしていく方法。2つ目は地域外からの農業応援隊を作り、地域外からのボランティアの確保を行なう方法があります。持続的に行なうには、地域外からのボランティアメンバー（例：大学生、消費者グループ）の確保をお勧めいたします。

Q:地域の9割の農地を担い手（1社）が耕作しており、残り1割の農地を15人程度の小農家が耕作しています。こういう現状では組織運営が停滞気味となっています。地域とからめてどう対処したらよいですか？

A:地域農業を支えていくための、集落営農法人の設立がよいのではないかでしょうか？理念として、地域農業・地域文化を支える農業法人として展開を行い、地域外人材を経営者として募集を行なうのはいかがでしょうか？

Q:地元で認定農業者が二人育っています。地域の担い手として水稻だけでなく、野菜作りにも意欲的に取り組もうとしています。彼らに対して地元の農業改良組合あるいはまとまるごと活動組織の対応についてアドバイス頂きたいです。

A:支援する団体としては、認定農業者2名が今後どのような経営をするのか、今後の経営規模に合わせた支援策を立てる必要があります。その中でも販路支援・人材支援の2点についてはご支援体制を整える必要があるかと思います。